

広島県告示第四百五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第百一十九条第二項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十四年五月七日

広島県知事 湯崎英彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

東城川漁業協同組合

2 住所

庄原市東城町川東一五九—11

二 免許番号

内水共第五十号、内水共第五十一号、内水共第五十二号及び内水共第五十三号

三 変更の内容

第六条第一項のたゞし軸も「遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校のときは無料、中学校の生徒又は身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額」も「遊漁者が満18才以下のときは無料、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額」に改め。